

令和8年度ぐんま森林経営管理サポートセンター設置運営業務実施要領

(目的)

第1条 群馬県（以下「県」という。）は、市町村による森林経営管理制度の運営及び森林経営管理制度の運用に必要となる森林環境譲与税の活用を中心に、市町村の森林・林業行政の取組を支援するため、ぐんま森林経営管理サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置・運営し、市町村からの相談対応、森林総合監理士による個別訪問指導、県林業普及指導員と連携した伴走支援並びに市町村林務担当者向けの職員研修等を実施する。

(業務の実施方法)

第2条 本業務は、専門的な知見及び実務能力を有する事業者に外部委託して実施する。

(受注者の選定)

第3条 受注者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(業務期間)

第4条 業務期間は、契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

- 2 契約締結日から令和8年7月31日（金）までをサポートセンターの設置準備期間とする。
- 3 サポートセンターにおける相談業務の運営期間は、令和8年8月3日（月）から令和9年3月5日（金）までとする。ただし、土日、休日、祝日、年末年始期間は除くものとする。
- 4 サポートセンターにおける相談業務の運営時間は、9：00から17：00までとする。ただし、12：00から13：00までは休憩時間とする。
- 5 サポートセンターのHP・SNSの公開は、令和8年8月3日（月）から令和9年3月31日（水）までとする。

(業務内容)

第5条 受注者は、サポートセンターを設置し、次に掲げる業務を実施する。

- (1) サポートセンターの設置及び運営
- (2) 森林経営管理制度等に関する相談対応（電話、電子メール及びオンライン会議を含む）
- (3) 市町村等への訪問等による個別支援
- (4) 森林総合監理士による技術的助言及び指導
- (5) 県林業普及指導員等と連携した伴走型支援

- (6) 市町村支援に必要な基礎資料及び分析資料の作成
- (7) 市町村林務担当職員向け研修の企画及び運営
- (8) 取組事例等の情報発信（HP 及び SNS を含む）
- (9) 業務実績の分析並びに課題整理及び改善提案

(成果指標)

第6条 本業務の実施に当たっては、次に掲げる指標を目安として成果の把握を行うものとする。

- (1) 相談対応件数
- (2) 訪問回数（市町村及び県への対応を含む。）
- (3) 研修実施回数及び参加人数
- (4) 情報発信回数
- (5) 市町村満足度

(運営体制)

第7条 サポートセンターは、4名以上の体制により運営するものとする。

- 2 前項のうち、森林総合監理士を2名以上配置するものとする。
- 3 受注者は、本業務の統括責任者を1名配置するものとする。

(統括責任者)

第8条 統括責任者は、森林総合監理士又は技術士（森林部門）の資格を有する者とする。

- 2 統括責任者は、県との連絡調整及び業務全体の管理を担うものとする。

(提出書類)

第9条 受注者は、次に掲げる書類を県に提出するものとする。

- (1) 業務着手時
 - ・業務計画書
- (2) 業務実施期間中
 - ・月次業務報告書（四半期ごとに提出）
- (3) 業務完了時
 - ・業務完了届
 - ・業務報告書

(業務記録)

第10条 受注者は、相談対応、訪問支援その他の業務について記録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 実施日時及び場所

- (2) 対応者
- (3) 相談内容
- (4) 対応内容
- (5) 備考

(業務報告)

第11条 受注者は、業務の実績、分析結果及び課題等を取りまとめた業務報告書を作成し、県へ提出するものとする。

(関係法令の遵守)

第12条 受注者は、本業務の実施に当たり、森林法（昭和26年法律第249号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）、森林経営管理法（平成30年法律第35号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係法令を遵守するものとする。

(適正な業務の実施)

第13条 受注者は、業務の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 業務の全部の再委託の禁止
- (2) 個人情報の適切な管理及び保護
- (3) 情報セキュリティ対策の実施
- (4) 守秘義務の遵守

(検査)

第14条 受注者は、本業務の完了に当たり、県の検査を受けるものとする。

(関係機関との連携)

第15条 受注者は、県林政課及び各（環境）森林事務所、その他関係機関と密接に連携し、本業務を実施するものとする。

(公表)

第16条 本業務に係る契約内容は、公表の対象とする。

- 2 業務の実施に伴い取得した写真及び動画等については、県の広報活動に活用できるものとする。

(疑義の解決)

第17条 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受注者が協議の上、定め

るものとする。